

平成28年4月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成28年4月6日(水)午後3時30分より白杵市役所野津庁舎(3階)305会議室において会長が4月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長
2番 後藤 益喜 委員 3番 佐藤 政雄 委員 4番 鶴田 茂資郎 委員 5番 三浦 拙夫 委員
6番 小橋 勇二 委員 7番 姫嶋 正則 委員 8番 長田 徳行 委員 9番 遠藤 喜一 委員
10番 赤峯 勝幸 委員 11番 柳井 徳雄 委員 12番 物延 亀一 委員 13番 佐藤 幸子 委員
14番 山下 幸延 委員 15番 柳井 正二 委員 17番 足立 正徳 委員 18番 堀 京子 委員
19番 小川 一男 委員 22番 中野 定重 委員
欠席委員 1番 江藤 敏博 委員 16番 甲斐 徳 委員 20番 足立 敏雄 委員 21番 川野 健治 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

佐藤 忠久 課長代理 向井 一徳 主査
兒玉 優 副主幹(※平成27年度担当者)

付議議案

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第19号 非農地証明願いについて
議案第20号 農用地利用集積計画について
議案第21号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 22 号 農用振興地域整備計画の変更について

局 長 　　ただ今から総会を始めます。

局 長 　　開会のことばを、中野副会長が申し上げます。

局 長 　　疋田会長より挨拶を頂きます。

会 長 　　本日は4月定例総会にお集まりいただきありがとうございます。先ほど挨拶がありましたが、4月1日の人事異動で吉良局長、長野次長が新しく農業委員会に来られました。みなさまがたどうか宜しくお願い致します。

昨日、大分の会議で常設審議委員会の役員名簿、委員会構成の説明がありました。今からこの形で委員会が開催されいろいろな事を協議することとなりますのでご報告いたします。

また、本会の議案につきまして、慎重なご意見、ご審議をお願いし、挨拶と致します。

局 長 　　ありがとうございました。

局 長 　　これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 　　それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 　　それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は 川野 健治委員、足立 敏雄委員、江藤 敏博委員、甲斐 徳委員が欠席となっており、出席委員は、19 名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 　　次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号4番 鶴田 茂資郎委員 議席番号10番 赤峯 勝幸委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第18号農地法5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。
議案書1ページをご覧ください。 議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。 平成28年4月6日臼杵市農業委員会 会長 足田忠公

2ページをご覧ください。

番号1は、田 562㎡ 他1筆 合計 624㎡ を、使用賃借権を設定して、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっております。

番号2は、田 378㎡ を、使用賃借権を設定して、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっております。

以上、2件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

姫 嶋
委 員 市役所の職員3名と、三浦委員と私、姫嶋が3月25日に現地調査を実施しました。議案第18号 農地法5条により許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請について、賃借権を設定し

て駐車場用地とするものです。申請地は2筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。賃借権を設定して駐車場用地とするものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 　　次に、議案第19号 非農地証明願の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案4ページをご覧ください。議案第19号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記の通りあったので、提案する。

平成28年4月6日 臼杵市農業委員会会長 足田忠公

次 長 議案5ページをご覧ください。

番号1、畑307㎡ 他1筆 合計416㎡

申請者の土地については、長い間耕作されず、竹林や雑木等により山林、原野化した土地です。

番号2、田436㎡

過去に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化された土地です。

番号3、田218㎡ 他5筆 合計3142㎡

申請者の土地については、過去に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化された土地です。

以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、非農地証明願い3件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

三 浦
委 員

私、三浦より議案第19号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請についてですが、申請地は2筆で長い間耕作されず、竹林や雑木等により山林化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断いたします。

次の番号2の申請についてですが、申請地は1筆で過去に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化された土地です。

審査項目については②に該当するものと判断いたします。

次の番号3の申請についてですが、申請地は6筆で過去に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化された土地です。審査項目については②に該当するものと判断いたします。

以上、非農地案件3件について調査報告であります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 19 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

議 長 　次に、議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 　議案 7 ページをご覧ください。議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。

平成 28 年 4 月 6 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

次 長 　別冊の農用地利用集積計画（第 4 号）「平成 28 年 4 月 6 日公告予定」1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 3 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、24,017 m²、31 筆です。畑については、該当がありません。合計面積は、24,017 m²、31 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 14 人に対しまして、借り手は 10 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 4 月 6 日公告予定の農用地利用集積計画（第 4 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 　　ただ今の説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定いたしました。

議 長 　　次に、議案第 21 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 　　議案 8 ページをご覧ください。議案第 21 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 28 年 4 月 6 日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 　　担当の向井より説明を致します。

議案第 21 号農用地利用配分計画案について説明します。農地中間管理事業において、地権者から大分県農業農村振興公社が借り上げた土地を、耕作者に貸付する計画です。2 地区まとめて説明いたします。

資料をご覧ください。1 件目は 川平地区 です。

現在耕作している農地の隣接地で、賃料については、双方の合意により、発生しません。

2 件目についてご説明いたします。2 件目は 持田地区 です。現在耕作している農地の隣接地で、賃料については、双方の合意により、発生しません。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、以上2地区の農用地利用配分計画案について、意見を求めるものです。ご審議お願い致します。

議 長 　　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第21号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 農用地利用配分計画案については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 　　次に、議案第22号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 　　議案9ページをご覧ください。議案第22号農業振興地域整備計画の変更について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

平成28年4月6日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましても、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

兒 玉
副主幹

農林振興課の兒玉です。座ったままで説明をさせていただきます。

土地の表示ですが、地目は田です。面積が564㎡。承認を受ける用途につきましては、一般住宅用地となります。変更の理由につきましては、現在、転用者の住宅は車の乗り入れもできない場所に位置し、家自体も100年以上経年し、老朽化し

た古民家に家族6人で住んでいる。

子供たちも大きくなり、また、母も高齢（73歳）になったため、生活が不便となってきたため、住宅建築を計画。

申請地以外の場所も検討したが、希望条件に合う土地が見当たらず、当該地が最適地と考え選定したものです。

当該地南側は国道217号線に面しており、利用状況についても家庭菜園程度の耕作しかしていません。今後も効率的な生産も見込めない状況にあるため、農用地利用計画の変更（除外）については、やむを得ないものと考えられる。

議 長 ただ今の説明に対しまして、担当地区委員さんより現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いします。

中 野
委 員

中野より説明させていただきます。理由にありました通り、階段の地区であり、昔からの集落であります。車の通ることが出来ない狭い密集しているところでもあります。217号線に面した所で、昔埋め立てた所で、家庭菜園で野菜を作っています。

条件的にも良い所であり、周りにも住宅がございます。長男の方は家から通って仕事に出ておりますが、一番下の子供は小学校6年生であり、家が古くて狭い事で、こういった理由になったと思います。

許可相当と思われませんが、委員皆様のご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋
委 員

面積が引っかかりませんか。

兒 玉
副主幹

面積が、500㎡を超えていたんですけども、大分県に確認した所、600㎡未満であれば良いと確認をしたので、提案を致しました。

小 橋
委 員

これからは600㎡未満ならば良いということでしょうか

兒 玉
副主幹

私は県の担当者から、聞いたんですけれども、団地を残しても農地としては使えないという見解でありました。

小 橋
委 員

これまで500㎡だったものが、600㎡でも一般住宅ならば良いのだと審議をしても良いのですか。

兒 玉
副主幹

そう思います。

小 橋
委 員

600㎡未満で良いということを、口頭ではなく議事録で配るべきではないか。

兒 玉
副主幹

メールで問い合わせをして、その返信を議事録として残して頂く形が良いと思います。

小 橋
委 員

農業委員会としての基準は、これまで500㎡だった。これが600㎡未満で良いのなら、これからは全て600㎡未満ならば良いという判断をしなければならない。それは大事である。

兒 玉
副主幹

そうですね。ただ、最終的にはあくまでも転用の部分になりますので、農振除外が600㎡未満で、転用については500㎡未満という話にはならないと思いますので、転用が、恐らく600㎡未満という見解になろうかと思います。

次 長

農振地域の除外についての面積は確認いたします。申し訳ありません。農業振興地域の計画除外面積イコール農地の転用面積であると思われるのだと思います。県の見解は600㎡ということだったので、次回の総会までに県に問い合わせを

して最終的な結論を待ちたいと思います。

小 橋
委 員

農業委員会ではなく、提案している人がきちんと調べて、納得できるようにしてもらわなければ困る。

兒 玉
副主幹

私のほうで、調べさせていただきます。

佐 藤
委 員

農振除外の面積と転用とは、意味が違うんですけど、どのように考えればいいんでしょう。農振地域を除外される事と転用がキーになると言うことは考えにくいんですけども

兒 玉
副主幹

農振除外を受けるイコール転用しないかぎりには農振地域に戻しますというような流れになっています。転用ありきで農振除外の計画を外しているというような事になっています。

佐 藤
委 員

宅地以外の転用もそうなのか。

兒 玉
副主幹

そうです。計画なり、それを実行しない限りは計画も、受け付けができない。転用ありきの農振除外の計画です。付け加えれば、形状にもよるのではないかと。面積を測るときに土地が平であれば、多分いいんでしょうけど斜めになっているところであれば、実際に建つ面積は500か600未満なんだろうけれども、面積自体は700とか800みたいになっていくというのが以前の案件でありました。今回の案件は建てるところが600というような見解です。それはまた調べさせていただきます。

議 長 質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 22 号 農業振興地域整備計画の変更について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 16：30）